

今年10月から通知開始！会社経営と実務はどう変わる!?

経営に与える影響と対応策！

～「マイナンバー制度」導入の概要と実務～

2013年5月にマイナンバー法が公布され、今年の10月より国民1人に1つの個人番号が付与されます。この個人番号は、来年1月から源泉税納付等の法定事務の実務面で、従業員の家族全員のマイナンバーを管理し活用、また、法人にも付与され納税実務等に活用されます。

本セミナーでは、マイナンバーの本格的運用を前に、マイナンバーが会社の日常の運営にどうかかわり、そして実務面でどのような影響が出てくるのか、最新情報を取り入れながら具体的な対応策を解説していきます。

皆様多数のご参加をお待ちしております。



● 講師紹介 ●

ほし ただし
星 叡 氏

- ・OAG 税理士法人 埼玉 所長
- ・全国相続協会 埼玉中央相談室
- ・税理士 行政書士

駒澤大学大学院経営経済学研究科を卒業後、公認会計士事務所・税理士事務所勤務を経て税理士事務所を開業、実務経験を積みながらクライアントを増やし、傍ら全国の法人会・経済団体の研修講師としても活躍の場を広げ、現在は“誰もが避けて通れない相続”をメインテーマにコンサルティングや講演活動を精力的に行っている。

講座内容

1. マイナンバー制度導入の目的とその概要

マイナンバー制度導入の背景・目的
対象となる分野(利用範囲)は
番号制度のしくみ
本人確認の方法
番号の通知時期

2. マイナンバー制度と個人情報保護

番号の法的性質
個人番号利用事務と個人番号関係事務
特定個人情報保護評価とは
番号法の罰則規定

3. 会社の実務に与える影響は

従業員への対応で注意すべき点
顧客・取引先との対応で注意すべき点
会社はどんな準備をすればよいか
ITシステムへの対応はどうするのか

開催日時 平成27年 **7月29日(水)**
14:00～16:00

会場 **常総市商工会 石下事務所**
(常総市新石下3678)

受講料 **無 料**

その他 準備の都合上、7月24日までにお申込み下さい

■お申込み方法

下記申込書に必要事項をご記入頂き、
お近くの商工会事務所まで

FAXにてお申し込みください。

■お問合せ

水海道事務所 TEL:22-2121/FAX:22-2124
石 下事務所 TEL:42-3155/FAX:42-8513

主催 常総市商工会

(7/29)「マイナンバー制度の概要と実務」セミナー申込書

常総市商工会 行

申込日(H27. . .)

事業所		T E L	() -
住 所			
参加者名			

お申しいただいた皆様の情報は、当会の事業の詳細案内や事業の遂行など、当所活動のためにのみ利用させていただきます。